

## 市第 70 号議案 横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例の一部改正について

### 1 提案理由

地方自治法施行令の一部を改正する政令及び医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が、平成 29 年 3 月 31 日に公布され、都道府県の条例で定めていた「療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準」を、指定都市の条例で定めることとなりました。

このため、「横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例」を一部改正します。

### 2 改正の概要

#### (1) 「人員に関する基準」について

医療法施行規則第 21 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定に従い、「看護師及び准看護師」、「看護補助者」、「事務員その他の従業者」の人員の基準を定めます。

条例の規定内容
・ <b>看護師及び准看護師</b> 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1
・ <b>看護補助者</b> 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1
・ <b>事務員その他の従業者</b> 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

#### (2) 「施設に関する基準」について

医療法施行規則第 21 条の 4 の規定に従い、「談話室」、「食堂」、「浴室」の施設の基準を定めます。

条例の規定内容
・ <b>談話室</b> 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること
・ <b>食堂</b> のり 内法による測定で、療養病床の入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有すること
・ <b>浴室</b> 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること

※ 療養病床を有する診療所の人員及び施設基準については、従来適用されていた神奈川県医療法施行条例による基準と同様の基準であり、条例の改正に伴い対象となる診療所（4 施設）に適用される基準に変更はありません。

### 3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日